令和８年（再イ）第７０号

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中２丁目615番地

再生債務者　河村　　繁

1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで

令和８年10月28日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第６号

鹿児島県奄美市名瀬仲勝町９番地３　101号室

再生債務者　西牟田海生

1　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで

令和８年10月28日

鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和８年（再イ）第８９号

広島市安芸区矢野町752番地967

再生債務者　菅　　良太

1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月25日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで

令和８年10月28日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１５号

静岡県浜松市中央区立野町446番地の２　藤田テラスハウス西

再生債務者　渡邊　大晃

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年10月28日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１４号

札幌市白石区北郷１条４丁目５番３号

再生債務者　水津　友太

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで

札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第４号

福島市飯坂町字十綱下８番地の28

再生債務者　菅野　　真

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月22日まで

福島地方裁判所

令和８年（再ロ）第８号

神奈川県茅ヶ崎市松風台20番10号

再生債務者　舩越　総幸

1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第１号

奈良県香芝市瓦口532番地46

再生債務者　中道　昌男

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再ロ）第１号

岩手県花巻市中根子字滝ノ沢85番地５

再生債務者　中村　志保

1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで

4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第２号

秋田県由利本荘市中梵天150番地２

再生債務者　佐藤　純一

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで

令和８年10月27日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和８年（再ロ）第２号

神奈川県横須賀市船越町８丁目１番10号

再生債務者　俵　幸四郎

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで

令和８年10月28日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再ロ）第１号

青森県八戸市下長８丁目２―18　エスポワール102号室（住民票上の住所）青森県八戸市石堂一丁目６番１号

再生債務者　田名部　登

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年12月２日まで

令和８年10月28日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

千葉県旭市後草2367番地３

再生債務者　木内　庸介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月23日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号

兵庫県尼崎市東七松町一丁目23番1号

申立人　尼崎市長　松本　眞

住所・居所　不明

（亡朴玲子の最後の住所）兵庫県尼崎市西川二丁目1番1号

所有者　亡朴玲子相続財産

届出期間満了日　令和8年12月21日

令和8年10月21日

神戸地方裁判所尼崎支部

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　兵庫県尼崎市西川二丁目

地番　1番

地目　宅地

地積　132.03平方メートル

2　所在　兵庫県尼崎市西川二丁目1番地

家屋番号　１番

種類　店舗・居宅

構造　鉄骨造スレート葺２階建

床面積　１階　74.52平方メートル

２階　74.52平方メートル

（不動産登記記録上の氏名　木村玲子）